

生産情報公表養殖魚の日本農林規格の検討について

第 2 回 部 会 に お け る 主 要 意 見	対 応 方 向				
○ 2. 公表される生産情報 2. 養殖魚に関する情報 (6) 天然種苗の場合は、その漁獲年月日及び漁獲場所 ・ 天然種苗の漁獲場所の公表については、「太平洋」や「インド洋」のような公表では広範囲であり、消費者がイメージしやすいように限定した方が良いのではないか。 ・ 天然種苗については、漁獲年月日及び漁獲場所を公表するだけでなく、国内種苗と外国種苗の別を公表項目として入れるべきではないか。	・ 漁獲場所の公表については、漁獲場所を狭い範囲に限定し公表することとしたい。 ・ 稚魚は、通常沿岸で採取されていることから、「〇〇県沖」又は「〇〇（国名）沿岸」のように狭い範囲に限定して漁獲場所を公表することにより消費者がどこで採れた種苗か判断できるようにしたい。 ・ 外国種苗については、当該外国の沿岸で稚魚等を採取し、当該外国で中間育成した後、日本に輸出することになっているところであるが、生産情報公表 J A S 規格では、稚魚の段階から成魚の段階までの「養殖業者の氏名又は名称」、「住所」、「養殖場の所在地」等を全て公表することになるため、稚魚等の段階の養殖業者の情報等を確認することにより、外国種苗であるか国内種苗であるか明確にわかるとともに、どのような事業者が、どこで、どのように養殖したかについての詳細な情報を入手することが可能となっている。 【例】 <table border="1" data-bbox="1227 1212 1650 1256"> <tr> <td>漁獲場所</td><td>高知県沖</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1227 1295 1650 1339"> <tr> <td>漁獲場所</td><td>中国南部沿岸</td></tr> </table>	漁獲場所	高知県沖	漁獲場所	中国南部沿岸
漁獲場所	高知県沖				
漁獲場所	中国南部沿岸				

第 2 回 部 会 に お け る 主 要 意 見	対 応 方 向				
○ 2 の 3 . 生 産 に 関 す る 情 報 (7) 養 殖 業 者 が 給 餌 し た 飼 料 の 名 称 ・ 飼料の名称については、商品名で公表することになっているが、商品名から飼料の内容についての情報をたどることができない場合もあると考えられるので、併せてメーカー名も公表した方が良いのではないか。	・ 飼料の製造業者名については、飼料の袋に表示されているので、事業者が公表することは可能であることから、「飼料の名称」に加え、「製造業者の氏名又は名称」も公表するような規格案とした。 【例】 <table border="1" data-bbox="1211 539 1836 624"><tr><td data-bbox="1211 539 1464 584">飼料の名称及び</td><td data-bbox="1464 539 1836 584">E X まだい</td></tr><tr><td data-bbox="1211 584 1464 624">製造業者名</td><td data-bbox="1464 584 1836 624">((株) △△△)</td></tr></table>	飼料の名称及び	E X まだい	製造業者名	((株) △△△)
飼料の名称及び	E X まだい				
製造業者名	((株) △△△)				